

第6章 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉の推進

「地域共生社会」とは、「支え手」「受け手」が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会をともに創っていくということです。

厚生労働省は、この推進に向けて社会福祉法を改正し（平成 29 年 6 月 2 日公布）、「公的支援を『縦割り』から『丸ごと』へ」「『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む」ことを目指し、平成 30 年 4 月 1 日に施行します。

これにより、地域福祉計画に「地域共生社会」実現のために新たに盛り込むべき事項が追加されました。

■地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項■

社会福祉法（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 第 106 条の 3 の包括的な支援体制の整備に関する事項

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

現在、高齢者・障がいのある人・児童などの対象者ごとに策定されている個別の計画・制度では解決困難な、いわゆる制度のはざまや複合的な課題を抱える世帯が問題視されています。この対応策として、各計画を「縦系」とすれば、地域福祉計画には、各分野を横断し繋ぎ合わせる「横系」としての役割を持たせることになりました。各計画に共通する事項が地域福祉計画に位置付けられ、以下がその例として挙げられます。

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ② 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 全庁的な体制整備

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

※第2項～第4項については、従来の地域福祉計画にすでに盛り込まれている事項

5 包括的な支援体制の整備に関する事項

社会的孤立、制度のはざま、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指していく必要があります。すなわち、分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制の整備が求められています。そのためには、専門職による多職種間の連携や地域住民等との協働が重要となり、次に挙げる体制の整備を進めることになります。

- ① 住民が「我が事」として地域課題をとらえ、その解決に主体的に取り組む環境の整備
- ② ①の活動を支援しつつ、住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、および地域生活課題の早期発見
- ③ ②では解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく相談支援体制の整備

以上の改正内容を踏まえると、本計画の重要性はさらに増すと考えられ、これからの「地域共生社会」実現のため、より具体的な方向性が示されたといえます。

計画推進に向けての具体的な取り組みは、福祉分野に限らず様々な分野との協議と連携による検討が必要です。今後の計画期間において、新たな視点での取り組みへの着手が求められることになります。

第7章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

(1) 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住みなれた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画の推進にあたっては、これらがお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが大切です。

①住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するよう努めます。

②福祉や介護のサービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供および周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出を図るとともに、事業者も一市民として、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するなど、地域貢献に努めます。

③社会福祉協議会の役割

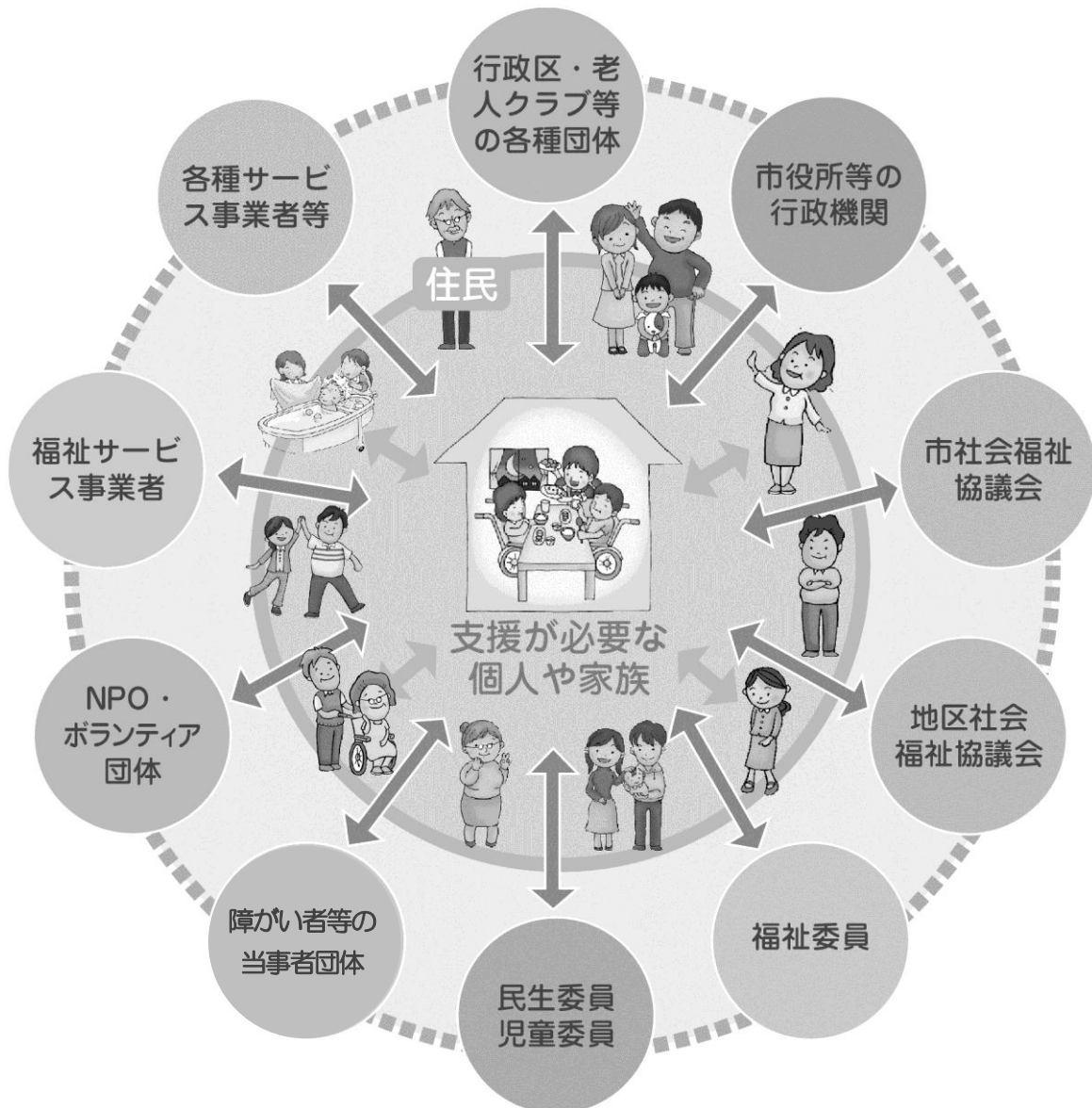
社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政とのつなぎ役としての役割を担います。

④行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、地域住民によって構成する組織や団体、福祉や介護のサービス事業者、社会福祉協議会などと相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課との緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策の推進を図ります。



(2) 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、適切な時期に地域福祉の進捗状況の評価、見直しを行うPDCAサイクルを構築し、本計画の推進につながるよう努めていきます。また、福祉に限らず、様々な分野との連携による協議を行い、法改正などの社会情勢の変化に応じて新たな事業を取り入れるなど、柔軟に計画を推進します。

◆参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ◆

